

キャンペーン券取扱登録事業所・店舗募集要領

Ver.2

キャンペーンの目的

新型コロナウイルス感染症により企業活動が停滞している会員事業所・店舗の支援と会員の生活応援のためにキャンペーンを行うもの。

キャンペーンの内容

取扱期間 令和2年12月21日（月）から令和3年2月28日（日）まで

実施内容 共済会会員へ額面500円のキャンペーン券を8,000枚発行し、事前に登録をいただいた共済会会員事業所・店舗で使用していただく。（会員おひとりに4枚を抽選で発行）

登録条件

- 1 長野市勤労者共済会の会員事業所・店舗であること。
- 2 利用補助券を持参した共済会会員に、物品の販売やサービスの提供ができる事業所・店舗であること。
- 3 関係機関が示す新型コロナウイルス対策の感染防止策が実施されていること。

登録方法

- 1 10月の会報でキャンペーンの実施と登録店の募集を受け付けます。（詳細はHPでお知らせします。）
- 2 登録に係る申請書の様式はホームページに掲載されます。
- 3 申請書に必要事項を記入の上、FAXで事務局へお申し込みください。
- 4 登録の締め切りは12月4日（金）までとします。
- 5 登録店の公表はHPへ12月7日（月）以降に掲載します。

登録店要件

- 1 長野市勤労者共済会会員事業所・店舗であること。
- 2 HPで登録店であることを公表することに同意していただけること。
- 3 会員の使用するキャンペーン券の受取とその受け取り数の集計を行い共済会事務局への請求事務を行っていただけること。

登録店にお願いすること

- 1 キャンペーン券持参者が利用を申し出た場合は券の額面を差し引いた額を会員に請求してください。
- 2 キャンペーン券は商品券との交換及び売買は行わないでください。期間中の商品の売買やサービスの提供に対しての利用とします。
- 3 お受け取りいただいた**キャンペーン券は請求時に共済会事務局へ請求書とともに送付**してください。**キャンペーン券の添付の無いものはお支払いができません。（紛失及び盗難にご注意ください。）**
- 4 キャンペーン券は釣銭の出ないように使用を促してください。不足分は現金で受け取ってください。
- 5 使用期限がありますので期限をご確認ください。期限を過ぎたキャンペーン券は無効となります。